

## 住宅火災から 大切な命を守るために

全ての住宅に、火災報知器の設置が義務付けされます

消防法及び消防組合火災予防条例により、全ての住宅に住宅用火災報知器などの設置が義務付けられました。

新築住宅—平成18年6月1日から  
既存住宅—平成20年6月1日から

設置場所 就寝に使用する部屋の天井または壁面。2階以上に就寝に使用する部屋がある場合には、階段の天井または壁面にも設置

※消防署では、火災報知器などの販売はしていません。悪質な訪問販売など疑わしい事例に遭遇した場合には、ご相談ください。

問合せ 八日市場市外三町消防組合  
消防本部総務課 ☎1916

相談内容 いじめ、親子・夫婦・不要・相続などの家庭問題、借地・借家・名誉・信用・差別・いやがらせなど、人権上の問題や悩みごとなど



人権イメージキャラクター  
人KEN まもる君

特設人権相談所の開設  
日時 12月5日(月)～9日(金)  
午前9時～午後3時  
場所 千葉地方法務局八日市場支局(八日市場市八678番地3)

町の特設人権相談  
日時 12月7日(水)  
午後1時30分～3時30分  
場所 町民会館B会議室  
問合せ 住民課  
☎1212

八日市場人権擁護委員協議会と千葉地方法務局八日市場支局では、人権週間にちなみ、次のとおり行事を行いますので、お気軽においでください。

# 人権週間

『二年で一週間かもしれない。』  
12月4日～10日

## 秋季全国火災予防運動

11月9日(水)～15日(火)

スローガン

「あなたです  
火のあるくらしの 見はり役」

火の取り扱いには十分注意して、  
火災予防に努みましょう

## 障害者に対しETC車載器 購入を助成します

(財)道路サービス機構等では、障害者手帳をお持ちの方にETCの利用を促進するため、平成17年11月30日(当日消印有効)までに申し込みをした方を対象に、車載器購入代金の一部として、1人当たり10,000円を助成します。

問合せ

(財)道路サービス機構内 ETC車載器購入助成係  
☎03(5458)5569



## ☆社会保険庁から

『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』が送付されます

11月または2月上旬に届きます

☆ご利用ください

年金相談のお問い合わせは  
『ねんきんダイヤル』へ

10月31日から開始されました

これから年金の請求などをされる方は  
0570-05-1165

すでに年金を受けている方は  
0570-07-1165

受付時間 午前8時30分～午後5時  
(土・日・祝日を除く)

所得税法の一部が改正され、平成17年分の所得の申告から国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付した保険料を証明する書類を添付等することが義務付けられました。このため一年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(ハガキ)が送付されます。

年末調整または確定申告の際は、必ずこの証明書や領収書が必要となりますので大切に保管してください。

11月上旬に送付される方

1月から9月末日までに納めた方です。

2月上旬に送付される方

10月以降12月末日までに納めた方です。

問合せ 社会保険庁 控除証明書専用ダイヤル ☎0570-00-9911  
千葉社会保険事務局佐原事務所 ☎0478-55-1661